の首席登記官は登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）を、法人登記担当の首席登記官は商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務をつかさどる。

3　［略］

（支局の課）

第四十八条　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局に総務課及び戸籍課を置き、別表第二に掲げる支局に総務課を置く。

2　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号並びに第二十条各号に掲げる事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。

3　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局の戸籍課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた第十六条に定める事務をつかさどる。

（上席訟務官の定数及び配置）

第五十条　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百二十四人以内とする。

2　［略］

（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百四十二人以内を置く。

［2・3　略］

（表示登記専門官の定数、配置及び職務）

第五十二条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百四十二人以内を置く。

［2・3　略］

附　則

［1・2　略］

（表示登記専門官の設置期間の特例）

3　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち十二人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

［4・5　略］

6　第五十二条第一項の表示登記専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第二（第四十八条関係）

所轄／法務局／地方法務局／	支局の名称
［略］	

記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）を、法人登記担当の首席登記官は商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務をつかさどる。

3　［同上］

（支局の課）

第四十八条　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局に総務課及び戸籍課を置き、別表第二に掲げる支局に総務課を置く。

2　支局の総務課は、第十七条第一項第一号及び第三号並びに第二十条各号に掲げる事務並びに第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた事務（東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局においては、戸籍課の所掌に属する事務を除く。）をつかさどる。

3　東京法務局八王子支局、同府中支局、横浜地方法務局川崎支局、同湘南支局、大阪法務局堺支局、同北大阪支局、同東大阪支局及び福岡法務局北九州支局の戸籍課は、第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事務及び第四十六条第三項の規定により取り扱うことを命ぜられた第十六条に定める事務をつかさどる。

（上席訟務官の定数及び配置）

第五十条　上席訟務官の定数は、法務局の訟務部及び地方法務局を通じて百二十三人以内とする。

2　［同上］

（統括登記官の定数、配置及び職務）

第五十一条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて統括登記官八百三十九人以内を置く。

［2・3　同上］

（表示登記専門官の定数、配置及び職務）

第五十二条　法務局の民事行政部、地方法務局、支局及び出張所を通じて表示登記専門官五百二十八人以内を置く。

［2・3　同上］

附　則

［1・2　同上］

（表示登記専門官の設置期間の特例）

3　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち二十一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

［4・5　同上］

［項を加える。］

別表第二（第四十八条関係）

所轄／法務局／地方法務局／	支局の名称
［同上］	